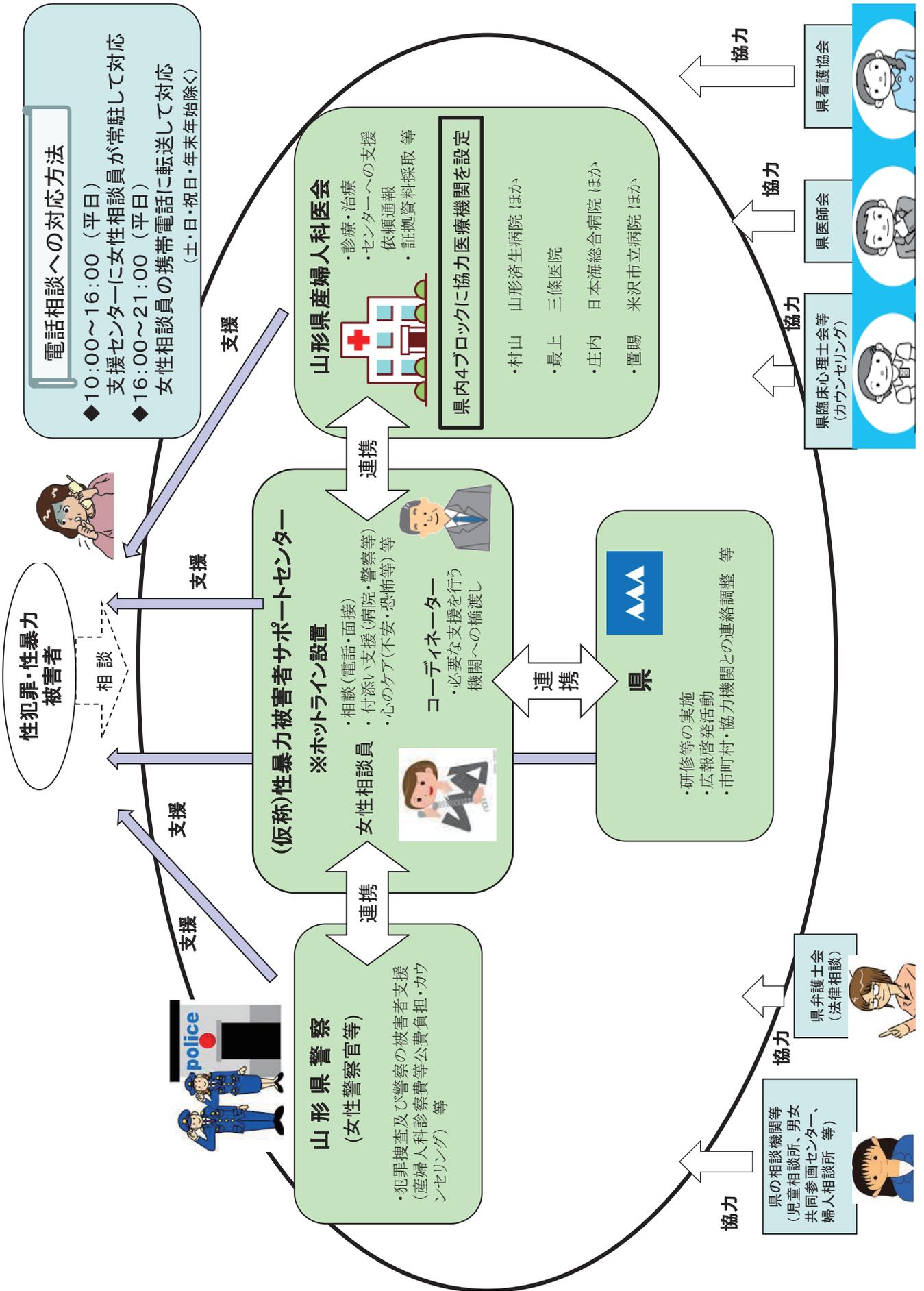


山形県

性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター【イメージ図】



山形県：医療関係者等のスキルアップ事業（被害者支援体制の構築・強化）

1. 実施前の課題

性犯罪被害に関する相談や支援制度は警察にあったものの、被害に対する周知心や精神的負担により、警察への相談や被害届を躊躇し、必要な支援が受けられない被害者が多く存在することが推認され、また、相談するにしても、被害者本人が何度も過去の事実を説明する必要があり、被害者の精神的・身体的負担は極めて大きい。

当県では、性犯罪や性暴力被害に係るワンストップ支援センターが未設置であったことから、性犯罪被害者に対する支援体制の構築が求められており、そのためには、専門的知識を有する相談員の配置・育成を含めた相談体制の強化が必要となっている。

2. 実施による成果目標

民間の犯罪被害者支援団体、地方自治体の犯罪被害者支援担当者、警察職員等、性暴力被害者への相談対応や支援活動を行う従事者のスキルアップを行う

3. 実施結果

1 市町村等犯罪被害者支援担当者研修会

① 開催日時・場所

平成28年9月14日 午後1時30分～午後3時30分
山形県庁1201会議室

② 参加者

市町村犯罪被害者支援担当職員等 19名

③ 内容

警察における犯罪被害者支援
犯罪被害者等からの相談対応と心構え

④ 講師

山形県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室係長
臨床心理士 横山由美氏

2 犯罪被害者支援研修会

① 開催日時・場所

平成28年10月6日 午後2時00分～午後4時00分
山形県山形市松波三丁目7-1 山形県総合研修センター多目的研修室

② 参加者

(公社)やまがた被害者支援センター及びやまがた性暴力被害者サポート
センター支援活動員、山形県警察職員等 40名

③ 内容

医師から見た性被害への支援について

④ 講師

医師（林内科・レディースクリニック院長） 林 淑子 氏

4. 実施の成果

- (1) 性暴力被害の潜在性及び性暴力被害者の実態や支援の必要性、やまがた性暴力被害者サポートセンターの支援内容への理解を深めた。
- (2) 性犯罪被害者のための医療費助成、一時保護施設借上げ等の公費負担、専用車両での相談対応事例を学ぶとともに、民間支援団体に対する情報提供や連携等について研修を行った。
また、臨床心理士及び産婦人科医師それぞれの立場から、被害者の具体的な心理状況、安心して相談できる環境の重要性、情報の提供と他機関への適切な橋渡しについて説明し、理解を深めることができた。
- (3) アンケート結果
 - ① 市町村等担当者研修会
 - ・被害者支援への関心や理解が深まった。・・・100%
 - ・研修会は満足のものであった。・・・94%
 - ・このような研修会を継続すべきである。・・・100%
 - ② 犯罪被害者支援研修会
 - ・被害者支援への関心や理解が深まった。・・・97%
 - ・研修会は満足のものであった。・・・97%
 - ・このような研修会を継続すべきである。・・・100%

5. 実施後の課題（現状）

今研修では、性被害者を含めた被害者の置かれた状況、各種支援内容や制度に関する研修であったが、性暴力被害者の実情に配慮した相談等の対応能力の向上を図るため、研修内容を検討しながら継続する必要がある。

特に、参加者からは「相談から支援につながるまでの一連の流れが分かる事例等を知りたい」、「性暴力被害者サポートセンターの仕組みや支援の具体的な方法を知りたい」「サポートセンターの認知度はまだ低いと感じるので、周知する活動も必要」等の意見があった。今後、事例検討を交えた実務的な研修会に発展させ、さらなる対応能力の向上を図る必要がある。

山形県：被害者からの相談・支援対応（相談支援機能の拡充・強化）

1. 実施前の課題

性犯罪被害に関する相談電話や支援制度は警察にあったものの、被害に対する羞恥心や精神的負担により、警察への相談や被害届の提出を躊躇し、必要な支援が受けられない被害者が多く存在することが推認され、また、相談するにしても、被害者本人が何度も過去の事実を説明する必要があり、被害者の精神的・身体的負担は極めて大きいものがあった。

当県では、性犯罪や性暴力被害に係るワンストップ支援センターが未設置であったことから、性犯罪被害者に対する支援体制の構築が求められており、そのためには、専門的知識を有する相談員の配置・育成を含めた相談体制の強化が必要となっている。

2. 実施による成果目標

過去5年間（H22～H26）における「やまがた被害者支援センター」（山形県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）への性犯罪に関する年間相談件数は平均で25件である。

新たな性暴力被害者専門の相談機関の開設により、相談による被害の潜在化の防止と早期回復に繋がる支援を講じていく。（年間相談受理件数として、3倍の75件と見込んでいる。）

3. 実施結果

やまがた性暴力被害者サポートセンターを開設（平成28年4月25日）

（＊業務は、（公社）やまがた被害者支援センターに委託）

（1） 相談受付時間

月曜日～金曜日 10：00～21：00（祝日・年末年始は除く）

（2） 支援内容

- ・ 電話相談・面接相談
- ・ 付添い支援
- ・ 産婦人科医療機関の紹介・緊急避妊措置や性感染症検査費用等の助成
- ・ 臨床心理士等によるカウンセリングの提供、弁護士等の紹介
- ・ 専門的支援機関の情報提供、相談内容の引継ぎ

（3） その他

- ・ 相談への適切な対応及び関係機関との調整を円滑に行うため、支援コーディネーターを配置した。
- ・ サポートセンター開設に先立ち、本業務の主体的役割を担う、県・県警・やまがた被害者支援センター・県産婦人科医会・県医師会の5機関で「性暴力被害者への支援における連携・協力に関する協定」を締結している。

4. 実施の成果

性暴力被害者に特化した相談窓口の開設により、平成28年12月末現在で、相談件数が98件（内モデル事業実施期間は70件）で、既に当初の年間見込み件数を超えた状況となっている。

性暴力被害者に対する直接支援については、過去5年間において年平均5件であったが、サポートセンターの開設後は、12月末現在で21件となっており、警察署や弁護士事務所等への付添い、裁判所での代理傍聴による公判結果の伝達、カウンセリングなど様々な要請に対応した。

関係機関との連携協定や運営協議会の開催等を通じ、医療機関をはじめ、臨床心理士会、弁護士会との連携を深めることができた。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

- ・ サポートセンター開設から平成28年12月末現在で、午後4時～午後9時における相談件数が全体の約5割を占めていることから、夕方から夜間における相談体制の強化が課題である。
- ・ 相談員の負担軽減のため、性暴力被害者への対応可能な相談員・支援員の育成及び人材の確保が必要である。
- ・ 協力病院の確保や医療機関における対応要領の理解などについて働きかける必要がある。
- ・ 相談をしている世代が10～20代の若年層が多いことから、若年層に対する相談窓口や支援内容の継続的な周知広報が必要である。

山形県：支援コーディネーターの配置（相談支援機能の拡充・強化）

1. モデル事業実施前の課題

性犯罪被害に関する相談電話や支援制度は警察にあったものの、被害に対する羞恥心や精神的負担により、警察への相談や被害届の提出を躊躇し、必要な支援が受けられない被害者が多く存在することが推認され、また、相談するにしても、被害者本人が何度も過去の事実を説明する必要があり、被害者の精神的・身体的負担は極めて大きいものがあった。

当県では、性犯罪や性暴力被害に係るワンストップ支援センターが未設置であったことから、性犯罪被害者に対する支援体制の構築が求められており、そのためには、専門的知識を有する相談員の配置・育成を含めた相談体制の強化や関係機関との連携強化が必要となっている。

2. モデル事業実施による成果目標

コーディネーターを配置することで、相談内容の全体把握、相談員による適切な対応の確保、必要とする支援を提供するための円滑な調整を目標とする。

相談員や支援員の育成にかかる研修の実施。

3. 実施結果

やまがた性暴力被害者サポートセンターを開設（平成28年4月25日）

（※業務は、（公社）やまがた被害者支援センターに委託）

相談受付時間

月曜日～金曜日 10：00～21：00（祝日・年末年始は除く）

支援内容

- ・ 電話相談・面接相談
- ・ 付添い支援
- ・ 産婦人科医療機関の紹介・緊急避妊措置や性感染症検査費用等の助成
- ・ 臨床心理士等によるカウンセリングの提供、弁護士等の紹介
- ・ 専門的支援機関の情報提供・相談内容の引継ぎ コーディネーターの役割
- ・ 相談対応や付添い支援等、相談員や直接支援員に対する助言・指導

- ・医療機関や警察等関係機関との連絡調整
- ・相談員等の育成
- ・他の相談機関等に対するサポートセンターの紹介 等

4. 実施の成果

性暴力被害者に特化した相談窓口の開設により、平成28年12月末現在で、相談件数が98件（モデル事業実施期間中は70件）で、既に当初の年間見込み件数を超えた状況となっている。

性暴力被害者に対する直接支援については、過去5年間において年平均5件であったものが、サポートセンターの開設後は、12月末現在で21件となっており、警察等捜査機関や弁護士事務所・法テラス等法的機関への同行支援をはじめとした直接支援において、コーディネーターによる関係機関への連絡調整及び指導により、支援員が適切に実施している。

コーディネーターが中心となり関係機関と連携しながら、精神科医師、臨床心理士、産婦人科医師、警察等による研修を企画し、相談員等のスキルアップを図った。

その他、地方検察庁、弁護士会、法テラス、臨床心理士会、教育センター、福祉相談センター、精神保健福祉センター、男女共同参画センター、医療機関等の関係機関が参加する連絡協議会において、サポートセンターの支援内容についてコーディネーターが説明を行い、連携協力の確保に努めた。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

適切な支援活動及び相談者の負担軽減（代理被害防止）の観点からコーディネーターの役割は益々重要となる。今後は、コーディネーターとして活動を担える人材の育成と確保が課題である。

山形県：被害者対応マニュアル作成・整備（相談支援機能の拡充・強化）

1. モデル事業実施前の課題

性犯罪被害に関する相談電話や支援制度は警察にあったものの、被害に対する羞恥心や精神的負担により、警察への相談や被害届を躊躇し、必要な支援が受けられない被害者が多く存在することが推認され、また、相談するにしても、被害者本人が何度も過去の事実を説明する必要があり、被害者の精神的・身体的負担は極めて大きい。

当県では、性犯罪や性暴力被害に係るワンストップ支援センターが未設置であったことから、性犯罪被害者に対する支援体制の構築が求められていたが、医療機関に対するアンケートにおいて「被害者への対応に不安がある」との意見があり、マニュアル作成の必要性が課題となった。

2. モデル事業実施による成果目標

性暴力被害者への適切な支援及び対応を行えるよう、やまがた性暴力サポートセンターの相談窓口や支援内容、証拠資料採取時の留意事項等を記載した被害者対応マニュアルを作成する。

3. 実施結果

公益社団法人やまがた被害者支援センター、山形県警察からの協力を得て、性暴力被害者からの診察依頼（相談）があった場合の対応、被害者心理の特徴、証拠資料の採取要領、相談窓口、サポートセンターの支援内容、警察における支援制度等を掲載した対応マニュアル（性暴力被害者支援の手引き）を300部作成した。

作成したマニュアルについては、県医師会、県産婦人医会、県看護協会、県内産婦人科医療機関、やまがた被害者支援センターの支援活動員、県内警察署等に配付し、対応要領の理解促進及び連携強化を図った。



【作成したマニュアル】

4. 実施の成果

性暴力相談を認知した場合の医療機関をはじめとした各機関ごとの対応要領の流れを具体的に示すことができた。

また、紙質をコート紙、PP加工としたことで、耐水性や耐久性をもたせた。

現場での利便性や見易さを考慮し、極力ページ数を抑え、作成することができた。

県内の医療機関において、受診者からの聞き取りの結果、性暴力被害者と認め、やまがた性暴力被害者サポートセンターの相談窓口を教示し、その後の支援に繋がった好事例があったことから、マニュアルの配布によりさらなる同種事例による潜在化の抑止が期待される。

反響として、やまがた性暴力被害者サポートセンターや警察の支援制度等の内容が分かり易いとの感想が聞かれている。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

マニュアルについては、産婦人科医師のほか、総合病院等の救急外来担当医師や患者とのフロントラインを担う看護師等、幅広く活用されるよう紹介等継続して実施する必要がある。

山形県：スマートフォン対応の新規 HP サイトの作成（広報啓発の推進・強化）

1. モデル事業実施前の課題

性犯罪被害に関する相談電話や支援制度は警察にあったものの、被害に対する羞恥心や精神的負担により、警察への相談や被害届を躊躇し、必要な支援が受けられない被害者が多く存在することが推認され、また、相談するにしても、被害者本人が何度も過去の事実を説明する必要があり、被害者の精神的・身体的負担は極めて大きい。

当県では、性犯罪や性暴力被害に係るワンストップ支援センターが未設置であったことから、性犯罪被害者に対する支援体制の構築が求められており、そのためには、専門的知識を有する相談員の配置・育成を含めた相談体制の強化が必要となつてことに加え、被害の潜在化を防ぐうえでも相談窓口等の広報啓発が必要である。

2. モデル事業実施による成果目標

相談実態の高い傾向にある若年層に対する専用電話番号や支援内容等の広報周知を推進するとともに、相談による被害の潜在化の防止を図る。

3. 実施結果

- (1) 若年層が利用しやすく、普及傾向の高い、スマートフォン対応のホームページサイト (<http://benisapo.jp>) を新たに作成した。(H28.12 公開)
- (2) ホームページには、「やまがた性暴力被害者サポートセンター」運営協議会や地元大学生のアンケート調査を参考に決定した愛称名である「べにサポ やまがた」を表示するとともに、相談窓口（ホットライン）や支援内容、Q&Aを盛り込んで制作した。
- (3) 若年層への閲覧機会向上を目的として、スマートフォンへの対応も可能とした。



画面の一例

4. 実施の成果

やまがた性暴力被害者サポートセンターのリーフレットやカードに当該ホームページとリンクすることができるQRコードを掲載したことで、当該ホームページの周知及び閲覧機会の相乗効果を図ることかできた。

相談窓口の端緒に関する実態を把握するため、「やまがた性暴力被害者サポートセンター」の相談員の協力により、同サポートセンターの相談電話を知った理由について、相談者へ聴取した結果、「ホームページで知った」という回答が聞かれており、ホームページによる効果が現れていることが実感できた。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

若年層（20歳代以下）による相談傾向が高いことから、スマートフォン対応のホームページ開設は非常に有効であると思われる。

今後も継続して、ホームページについても、関係機関・団体と連携して広報し、普及啓発を行う必要がある。

山形県：リーフレット・カードの作成（広報啓発の推進・強化）

1. モデル事業実施前の課題

性犯罪被害に関する相談電話や支援制度は警察にあったものの、被害に対する羞恥心や精神的負担により、警察への相談や被害届を躊躇し、必要な支援が受けられない被害者が多く存在することが推認され、また、相談するにしても、被害者本人が何度も過去の事実を説明する必要があり、被害者の精神的・身体的負担は極めて大きい。

当県では、性犯罪や性暴力被害に係るワンストップ支援センターが未設置であったことから、性犯罪被害者に対する支援体制の構築が求められており、そのためには、専門的知識を有する相談員の配置・育成を含めた相談体制の強化が必要であることに加え、被害の潜在化を防ぐうえでも相談窓口等の広報啓発が必要である。

2. モデル事業実施による成果目標

性被害や性暴力被害者の支援関係者や医療機関、学校関係者、警察に加え、広く県民に周知するためリーフレット及びカード等を作成し、配付する。

リーフレット等の周知と活用を促すため、犯罪被害者支援の県民への理解の浸透を目的に開催する「県民のつどい」の会場においても配付する。

3. 実施結果

- (1) 関係機関や団体と連携協議のうえ、「やまがた性暴力被害者サポートセンター」を始めとした相談電話や支援内容等を掲載したリーフレット及びカードを50,000部作成した。
- (2) 当該センターにかかる運営協議会員や大学生からの意見やアンケート調査により、県民が親しみ

をもてる愛称を決定するとともに、リーフレット等に掲載した。

- (3) 20代以下の若年層による相談実績が多い実態を踏まえ、当該サポートセンターのホームページにリンクできるQRコードを備え付けた。
- (4) 配布先
 - 教育機関 高等学校（公立・私立）、大学（国立・私立・県立）、専門学校、専修学校
 - 医療機関（県医師会、県産婦人科医会、県看護協会、産婦人科医、精神科）
 - 市町村
 - 県警及び各警察署
 - その他（裁判所、健康保険協会、少年鑑別所、保護観察所、県弁護士会、法テラス、検察庁、海上保安部、県教育センター、精神保健福祉センター、男女共同参画センター、保健所、労働局、児童相談所、婦人相談所、地方法務局、やまがた被害者支援センター、県立図書館 等）

4. 実施の成果

- (1) 11月24日に開催した、「犯罪被害者支援県民のつどい2016」において、性暴力被害者による基調講演にあわせ、参加者にリーフレット及びカードを配付するとともに大型スクリーンでも紹介することで、効果的な周知活動が実施できた。（参加者：約400名、下記画像参照）
- (2) 公益社団法人やまがた被害者センター、県内の医療機関、県内の高校・大学・専門学校、県内の各相談機関、市町村、警察、県立図書館、検察庁等司法関係機関等に配付し、相談室や待合室等への配置協力を求めた。

5. モデル事業実施後の課題（現状）

さらなる窓口や支援内容の周知のために、関係機関等と連携し、各種研修会や会議の場を活用し配付広報するほか、不特定多数の者が利用する事業所や若年層が訪れるスポットを検討しながら、効果的な周知活動を図る必要がある。